

2017年度 国際政治 最終試験講評



今回の問題文は下記の通りでした。

〔問題〕

- (1) ウェストファリア体制の特徴を3つ挙げ、20世紀以降になって、それらがどのように変容したかを説明しなさい。
- (2) 上記の特徴のうちひとつを選び、それが21世紀の末までにどのように変化すると考えるか、あなたの見解を述べなさい。

〔注意事項〕

- ◇ 解答は合計で300字以上（解答用紙で10行以上・用紙の点線部分より下まで）記すこと。この条件を満たさない答案是、採点の対象としない。
- ◇ 解答の分量が合計930字を超えるときは、答案用紙の裏面に続きを書き、1920字を超えるときは挙手して2枚目の答案用紙を受け取ること。

1. 採点講評

今回の問題の前半は、レジュメ19～21頁の内容を簡潔に要約すれば十分かと思います。当初の予想とは異なり、「主権国家システム」「勢力均衡政策の正統化」「国際法による国際関係の規律」の3つの特徴を、すべて正しく挙げられた答案是片手で足りるほどでしたが、その他の答案も「当らずと言えど遠からず」のものが多く、それなりの点数をつけられたものがほとんどでした。

後半については、皆さん自身の見解を順序立てて、論理的に記してもらえればよく、それなりに点数がつけられるものが大半でした。しかし、近視眼的に「ここ10年ほどの見通し」に終始する答案も何枚かみられたのは残念です。問題文をよく読み、答案構成をきちんと組立てれば、そのような「題意に合致しない」解答は避けられたはずなのですが。

その他、例年同様に誤字脱字が多くみられましたので、それらについても減点してあります。「粉争」「激的な」「徹底」「宣戦不告」「侵透」「違方化」... これらはすべて誤字ですが、どこが間違っているか判りますか？ふだんから、こまめに辞書を引く習慣を身につけるようにしましょう。

2. 成績分布

- ①履修登録者全体（講義に一度も出席しなかった者も含む）における成績分布

S : 24.3% A : 8.1% B : 5.4% C : 2.7% X : 8.1% F : 51.4%

- ②最終試験受験者における成績分布

S : 50.0% A : 16.7% B : 11.1% C : 5.6% X : 16.7%

3. 解答例

次ページ以降を参照してください(問2については3パターンを示してあります)。ただし、あくまで「解答例」ですので、この通りに書かねばならないわけではありません。なお自身の解答について、個別にコメントがほしいという人がいましたら、私の方までメールで連絡してください。

(1) ウェストファリア体制の特徴は①主権国家システム、②勢力均衡政策の正統化、③国際法による国際関係の規律」の3つにまとめることができる。

①は国際社会において条約締結などの「役割」を果たすことができる国際行為体は国家のみ、という原則である。また国家の上に立つ権威（世界政府）などは認められず、国家は相互に平等とされたことから、内政不干渉の原則などが導き出されることとなった。

②は中世の「正戦論」の考え方が、悲惨な宗教戦争につながったことなどから登場したもので、戦争そのものを肯定する「無差別戦争観」が採用されると同時に、各国の外交政策においては、イデオロギーではなくパワー・バランスが重視されることとなった。

③は、同じく中世末期の宗教戦争が、ルール無用の凄惨なものになったことから「戦争にもルールが必要である」という考え方から発展し、国家に対して「戦争と平和のルール」というかたちで適用されるようになった。しかし一方で、国際法の主体を国家のみに限定し、個人や民間団体はそこから排除されることになった。

これら3つの特徴は、20世紀になると大きく変化してゆく。まず①については、国際連合のような政府間国際機構や、多国籍企業・国際NGOなどにも国際行為体としての地位が認められるようになった。またナチスによるユダヤ人虐殺の経験などから、内政不干渉原則の見直しもはじまっている。②については、2度にわたる世界大戦が、人類に空前の被害をもたらしたことから、「戦争の違法化」が進むこととなり、1945年の国連憲章では、武力の行使やその威嚇が非合法化されることになった。しかしこの戦争の違法化は、一方で「正戦論の復活」であったり「戦争でない戦争の頻発」といった難しい課題も引き起している。③については、当初「戦争と平和」という限られたテーマについて国家を規制してきた国際法が、貿易や環境問題など、さまざまな主題についても展開されるようになった。また戦争犯罪を直接処罰するしくみの摸索など、その適用対象を国家に限定せず、個人や団体にまで広げる傾向も現れている。

※以下(2)については3パターンの解答例を示す。

| 学籍番号 | 氏名 | 平常点 | 試験点 | 裁量点 | 総点 |
|------|----|-----|-----|-----|----|
| | | | | | |

(2a) 「主権国家システム」は、21世紀の末までに、どのように変化するだろうか。私が見るところ、主権国家そのものが消滅するとは考えにくい。なぜなら世界政府のような中央集権的な権威が、これからの80年間で確立されるとは予想しにくく、これまで350年にわたって継続してきた「主権国家システム」そのものが、簡単に覆るとは思えない。また主権国家自身が現在果たしている立法活動や治安・防衛活動、通貨発行活動などを、どのような主体が代替するのかも想定できない。よって21世紀末までに主権国家が、他の主体に完全に取って代わられることはないと予測する。

しかし一方で主権国家以外の国際行為体が、国際社会で果たす役割は、確実に大きくなるだろう。とくに国際連合のような政府間国際機構や、EUのような政治経済協同体は、紆余曲折はあるにせよ、着実に発展を続け、主権国家の「主権」が制約される場面は、より増えるに違いない。なぜなら地球温暖化のような環境問題に代表される「単独の主権国家だけではうまく対応できないグローバルな課題」は、今後もますます増加していくと思われるからだ。したがって今世紀の末までに、主権国家・政府間国際機構・非政府間国際機構など、さまざまな国際行為体が、適切な配分で「棲み分け」をしていくことが、よりよい人類社会の発展につながっていくのではないかと期待している。

以上

(2b) 勢力均衡政策の正統化は20世紀に入り「戦争の違法化」によって大きく変容した。しかしながら周知の通り、戦争の禁止や廃絶にもっとも重要な役割を期待される国際連合は、安全保障理事会の常任理事国の拒否権制度や、国際司法裁判所の強制的管轄権の不在などのため、十分に機能しているとは言いがたい。そこで問題となるのは、この状況が21世紀末までにどう展開するかである。私の予想するところでは、今世紀のなかばごろに国際連合は崩壊する。それが第3次世界大戦によるものか、それ以外の理由かはわからないが、第2次世界大戦が終わって100年がすぎてなお、その戦勝国が拒否権をはじめとする特権を独占することに、多くの国々から不満が噴出するのではなからうか。ところが現在の国連憲章は、その

ような不満を解消する手段に乏しく、それが国連の権威の失墜、そして国連そのものの解体に発展するのではないかと想像する。

その後であるが、国際社会では「勢力均衡政策の正統化」が再び行われるのではあるまいか。戦争の違法化が完全に失敗したのち、残された国々は戦争そのものは肯定しつつ、イデオロギーではなくパワー・バランスに基づいた外交政策を展開するようになると思われる。つまり「ウェストファリア体制の復活」である。核兵器の管理がきちんと行われなければ、人類そのものの滅亡につながりかねないが、何らかのスキームが合意されることで、21世紀末の人類は勢力均衡外交に基づく平和の維持を図っているような気がする。

以上

(2c) 21世紀の末に向けて、国際法はますます充実発展してゆくであろう。現在でもわれわれの日常生活に、国際法は深く入り込んでいる。この傾向は今世紀を通じて拡大強化し、国内法のある部分までは、国際法に取って代られるようになるのではないか。

とくに発展が予想されるのは、国際犯罪の処罰である。インターネットに代表される国際コミュニケーションの拡大深化は、犯罪行為の越境化・国際化をも否応なくもたらしている。しかし周知の通り、そのような行為を取り締るしくみは、いまだ不完全なままである。人類はこれから数十年かけて、このような不備を補うために国家間で交渉を行い、国際犯罪を犯した個人を的確に処罰するような枠組みを作り上げることになるだろう。もちろん、死刑制度の存廃など、国家間で意見が異なる部分も長く残ることは間違いない。しかし、犯罪者の逃げ得を阻止し、国際社会の治安を維持したいという人々の希望は、おそらくそのような対立をも克服して、より効果的な犯罪処罰システムを作ってゆくに違いない。

以上のように、私は国際法が今世紀末に向けてますます発展していくことと、とくに国際犯罪の処罰に関して大きな進展が見られることを、信じてやまない。

以上